

経営者によりそうパートナー

みどり通信 4月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第289号 2025. 4. 10



玄関には
3年目の春を迎えた
シクラメン

花がいっぱい 



歩道には
秋にスタッフみんなで植えた
ビオラが満開です

先日デージーも
仲間入り



CONTENTS

● 一言発言	稼ぐ力は会計で決まる	P 1
● 今知っておきたい相続の話	小規模企業共済に係る共済金	P 3
● 生命保険	医療保険を法人契約するメリットと注意点	P 5
● 税務会計	電子取引データを適切に保存していますか？	P 7
● 事務所からのお知らせ		P 8
● 営業カレンダー、休業のご案内		P 8
● あとがき		P 8

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

稼ぐ力は会計で決まる…

またまた、本の紹介です。タイトルは、「稼ぐ力は会計で決まる（幻冬舎新書 2025年3月26日発行）」。山下明宏さんの著書です。

- ・日本の中小企業の約3割は債務超過で借金漬けの状態。本業で稼ぐ力を失っている。
- ・中小企業が潰れず稼ぎ続けるのに必要なのは、ヒット商品でもカリスマ営業マンでもなく、社長の「会計力」だ。
- ・毎日帳簿を見るのが稼ぐ力をつける第一歩。
- ・P/Lだけ見ていたら会社は成長しない。
- ・自己資本比率50%以上、借入金限度割合25%というB/Sの型を目指せ。

と、本書の裏表紙に書かれています。

本書の第3章は、「儲けのキモは“B/S”にあり」で、興味深かったのでその章をまず最初に読んでみました。

その一部を紹介致します。

著者の知人の経営者の中には、「毎日B/Sをチェックしている」という方がいるそうです。工具をつくる会社の3代目の社長で、無借金経営。自己資本比率はなんと98.1%。自己資本に占める現預金比率は42.9%と、フリーキャッシュが十分な会社だとか。

その社長によると、このB/Sの「型」を崩さないことが経営の秘訣とのこと。そのため、鞆の中にはいつも最新の財務諸表を入れて持ち歩き、毎日B/Sをチェックしているそうです。そうやって頻繁にB/Sの美しさを確認する

ことで、社長の思考力や判断力が鍛えられているのではと著者は述べています。

たった1年の成績表にすぎないP／Lだけを見ている社長は、経営についてじっくりと腰を据えて考えることはできないとも。B／Sは創業時からずっと積み重ねてきた歴史を含めた会社の姿を表現しているので、それを見ていると、物事をじっくり考えるようになるのだとか。

さらに「B／Sを美しくする工夫」「企業理念をB／Sで表現する」と著者の文章が続きます。

本のタイトルにあるように、まさに稼ぐ力は「会計で決まる」と改めて感じた次第です。おすすめの1冊です。

机の上に置いたり、鞆に入れたりして、スキマ時間に手に取ってみるのはいかがでしょうか。990円です。



税理士 山 口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の4月10日掲載のものです。

今知っておきたい相続の話

その44『小規模企業共済に係る共済金』

生前に取得すると所得税

死亡後に取得すると相続税

<Q>

私は、設計事務所を経営しております。今年古希（70歳）となりました。現役を引退し事業を廃業し老後を楽しむか、このまま生涯現役で続けていくか悩んでいます。

現在、退職金として受け取るために小規模企業共済（独立行政法人中小企業基盤整備機構）を掛け続けています。この小規模企業共済は廃業した場合に退職金として受け取る場合と、生涯現役で亡くなった場合に死亡退職金として遺族が受け取る場合があるそうですが、支払われる小規模企業共済の共済金の税務上の扱いはどう違うのでしょうか。

<A>

国の機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営している小規模企業共済は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主などのための積み立てによる退職金制度で、掛金は全額を所得控除できる魅力的な共済となっています。

個人事業主が廃業または死亡した場合には、共に最も有利な約款上の「共済金A」が支払われることとなります。

- 廃業により共済金を受け取ったが、死亡するまで使わずに有していた場合
- 生涯現役で死亡退職金として遺族が受け取った場合

両者とも、結果的には遺族が取得することとなりますが、課税の扱いが異なるため手取りに有利不利が生じることとなります。

1. 廃業により共済金を受け取る場合

受け取る共済金は退職所得扱いとなり、所得税の対象となりますが退職所得控除があり、控除後の2分の1の額に対し、他の所得と合算せず分離課税となったりと、いろいろ優遇されています。

『退職所得の計算』

$$(\text{退職金の総額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

<退職所得控除額>

▽勤続年数20年以下の場合

退職所得控除額＝40万円×勤続年数
(80万円に満たない場合には80万円)

▽勤続年数20年超の場合

退職所得控除額＝800万円＋70万円×(勤続年数－20年)

2. 死亡により共済金を遺族が受け取る場合

死亡により受け取る共済金は、みなし相続財産として相続税の対象となります。

『相続財産の計算』

退職金 － (法定相続人×500万円) ＝ 相続財産

3. 有利不利

共済金が退職所得控除額より少ないときは、所得税は非課税となります。また、退職所得控除額を超えた場合でも2分の1課税となり有利な扱いとなっていますが、受け取った共済金を費消せずそのまま有しているケースでは、相続税の基礎控除を超える財産を有している場合は、その超える金額が相続税の対象となってしまいますので、この場合は生前ではなく死亡退職金として受け取る方が有利となると考えられます。

ぜひ、具体的な金額でシミュレーションしていただくことをおすすめ致します。

いずれにしても、この小規模企業共済制度は、小規模事業者しか加入できない魅力的な共済ですので、加入要件に合致する方は是非加入の検討をおすすめ致します。掛け金は、月額1,000円から7,000円まで自由に選択することができます。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。
相談は無料です。



生 命 保 険

今回のテーマ

『医療保険を法人契約するメリットと注意点』

医療保険に個人保障として加入されている方は多いと思います。「個人で医療保険に入っているから、法人で入る必要はない」という考えもありますが、ここでは医療保険を法人で加入するメリットと注意点をご紹介します。

【メリット①】支払保険料を、損金算入する（≒経費にする）ことができる

個人契約の支払保険料は、生命保険料控除で所得控除ができますが、どんなに保険料を支払っても控除の上限は12万円です。

対して法人であれば保険内容によっては支払保険料を全額損金にすることができます。

※ 保険の内容によって税制で定められたルールがあるので要確認

【メリット②】個人へ名義変更をして保障を継続できる

例えば終身医療保険に法人で加入した場合、払込みをご勇退のタイミングに完了するように見越して設定し、そのタイミングで個人名義に変更することで、引退後も保険料の負担無く一生涯の保障を確保することができます。

※ 解約返戻金があるタイプの医療保険の場合、名義変更時の解約返戻金で買い取る必要があるので注意

【メリット③】もしもの場合の入院に備えることができる。

万が一に、社長が中長期に渡って入院することになってしまった場合、会社にも与える影響は大きいと思われます。当然、売上・利益の減少も考えられますので、その補填として活用することができます。

【注意点①】給付金が課税対象になる

法人契約であれば通常、会社が給付金の受取人となりますので、その場合

は受け取った給付金は雑収入となり、法人税の課税対象となります。

【注意点②】 見舞金は賞与と判断される可能性がある

例えば給付金が20万円支払われ、この金額をそのまま被保険者に見舞金として渡すとどうなるでしょうか。

見舞金を含む慶弔見舞金を経費にできる金額は「社会通念上相当な額」とされています。よって、この「社会通念上相当な額」を超えて見舞金を支給した場合、超えた部分の金額は賞与とみなされ、所得税・住民税の課税対象となります。

【注意点③】 慶弔見舞金規定を備え付けることが重要

見舞金は支給が義務ではありませんので、きちんと経費とするためには、慶弔見舞金規定による裏付けが重要です。ここで、社会通念上相当な額を超えない範囲で、支払いの基準や金額を公平に定めます。

以上のことはひとつの考え方であり、税務的な判断もきちんと理解したうえで考える必要がありますので、ぜひ弊社もしくは弊社担当者までお気軽にご相談ください。

担当：伊藤 寛 峻

電子取引データを適切に保存していますか？

電子取引データの保存の義務化から1年が経ちました。

今一度、電子取引データが要件を満たして適切に保存できているか確認しましょう。

電子取引データとは

取引に関して、受領または交付した注文書・契約書・送り状・請求書・領収書・見積書が書面ではなく、データであるものです。

電子取引データの原則的な保存要件とは

1. 改ざん防止のための措置をとること

具体的には

- i タイムスタンプが付与されたデータを受領
- ii 受領したデータにタイムスタンプを付与
- iii 訂正・削除の履歴が残るシステム等で授受・保存
- iv 改ざん防止のための事務処理規程の作成

上記のいずれかの措置をとることが必要です。

2. 保存データを確認するためのディスプレイやプリンタ等の備え付け

パソコンやプリンタを所有していなくても、コンビニ等のコピー機で速やかにデータを出力できれば要件を満たしていると取り扱われます。

3. 日付・金額・取引先の3つの要素で検索できること

- i 日付または金額について、範囲指定をして検索できる
- ii 2つ以上の記録項目を組み合わせて検索できる

上記のいずれも満たしている必要があります。

これまで、すべてが書面でのやり取りであっても急速なデジタル化によって、電子取引データの授受が増加しています。

上記の保存要件を満たし、適切に電子取引データを保存しましょう。

担当：橘 慎太郎

◆ 事務所からのお知らせ

- 相続無料相談会 当事務所 研修室
(毎週土曜日 9:00～15:00)

※事前にご予約ください

開催日程とご都合が合わない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

◆ 山口会計営業カレンダー

赤は山口会計の休業日

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

休業のご案内

当事務所は、6月6日(金)を休業させていただきます。

ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、
何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

◆ あとがき

昨年、鉢で栽培を始めたレモンですが、花芽、新芽が順調に出てきました。春の訪れを感じると共に、「今年こそは、果実の収穫を！」と意気込んでいます。どうしたら果実が収穫できるのか、いままでならばインターネットで記事を検索していましたが、最近はYouTubeで情報収集をしています。剪定方法や花芽の管理など、文字を読むより、映像で観る方がわかりやすく、多くの専門的な知識を得ることができて、とても便利です。

しかし、情報量が多く、その情報の正誤を見極めることも困難になっているとも感じます。情報が信用できるものなのか、裏付けはあるのかなど、全てを鵜呑みにするのではなく、自分の中で情報の取舍選択をしっかりとしていかなければならないと思います。

今回の私の取舍選択が正しかったどうかは、秋ごろ判明します。

大 橋 裕 也